

ひとり戸籍の幼児問題とマイノリティの人権
に関する研究

稲垣, 陽子 / INAGAKI, Yoko

(発行年 / Year)

2017-09-15

(学位授与番号 / Degree Number)

32675甲第411号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2017-09-15

(学位名 / Degree Name)

博士(公共政策学)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00014275>

ひとり戸籍の幼児問題とマイノリティの人権に関する研究

稲垣陽子

論文要約

110年以上放置され続けられた「戸籍による子どもの不利益」は、今ごろになって「戸籍のない子」がいると騒がれ始めている。「ひとり戸籍の幼児」の存在を知る人は殆どいない。

研究目的としては、幼児が一人だけで戸籍を作られているのはなぜか、ということである。戸籍制度は日本の家族を統制するために、家族単位で編成し、届出を強制している。それにも拘わらず、幼児がたった一人だけで戸籍が作られている。これは、法律違反ではないのか。戸籍の受け皿として「親権」はあるが、法的拘束力がない。幼児の保護責任をお互いが相手に押し付けた場合、幼児の父母双方の「家」から「籍」に入っていないことを理由に、幼児が育児放棄される場合がある。そして、「ひとり戸籍の幼児」は居場所を失う。福祉行政は、戸籍に載っていなくても親権を持つ親に責任があるとして幼児を保護することはない。「親権」を持つ父親は養子先の戸籍に入ったことを理由に幼児保護責任から逃れる場合がある。この「親権」には法的拘束力がないので、社会に深く根付いた戸籍制度に抵抗できる訳がないのである。飢えと虐待といじめの中で幼児は訴える術を知らない。世間もその悲惨な状況を知ることはない。戸籍制度は、個人そのものではなく、「家」の一員として個人の一生における身分を登録することを、強制しておきながら、保護すべき幼児は切り捨てている。「ひとり戸籍の幼児」は不利益を受けたのが幼児であるがために、一般に知られることもなく今日まで続いている。戸籍制度が施行されて110年以上を経た今日でも、「ひとり戸籍の幼児」の存在は社会にまず、知られていない。育児放棄されている「ひとり戸籍の幼児」の存在を調査研究し、社会にその過酷な現実を訴えるのが研究の目的である。

研究対象としては、「ひとり戸籍の幼児」・「無戸籍児」・「婚外子」・「性同一性障害の親を持つ子」の戸籍の問題と子どもの人権問題を調査分析する。「ひとり戸籍の幼児」は、父母双方、及び双方の祖父母・親戚から「籍」が違うことで、疎外されている。人々を支配する戸籍制度は、国民それぞれが、自分にとって都合の良い「イトコドリ」をする傾向がある。そこから、意味のない差別が生まれる。昭和60(1884)年11月法務省民事局参事官室は法制審議会民部会身分法小委員会の審議結果の大綱で、子の氏の変更(第791条1項)について試案を発表した。「父と氏を異にすることとなった場合な

どには、その子は、家庭裁判所の許可を得ないでも、届出により、その父母の氏を称することができるように、民法第 791 条 1 項を改正するかどうかについては、なお検討する」(民事月報 40 卷 11 号 64 頁)としている。民法 791 条の立法趣旨について我妻栄は「旧法は家に重きを置いた結果、離婚・離縁なども当事者だけの問題とみて、離婚・離縁する者の子は、原則として家に残るとしたので、その家籍の変動は、別に、入籍の問題とされた。新法が氏を持って各個人の呼称とし、親子夫婦という最も緊密な間の者だけを同じくするものとしたことから言えば、緊密な関係が破れたときは、子の氏も親の氏とともに当然に変更すると考えるのが至当ではないか。同居する親子は同一の氏を称したいという国民感情を満足させることができるような規定を設けてさえおけば、それ以上に、場合を分けて規定する必要はない。かくして、しばしば変更された原案が、結局 791 条一本となった」としている。家庭裁判所の許可を必要とする理由については説明されていない(大棟、1986、250～251 頁)。昭和 21(1946)年、戸籍の編製単位について、問題は編製単位として三世代以上を認めると、戸籍の最初に記載した父母双方が死亡した場合、子どもだけがその同一戸籍に残ることであった。つまり、子どもだけが戸籍に残ることを問題にしていた。二世代で、まさか子どもが一人だけで戸籍に残るということは、想定外だったのである。そのまさかで「ひとり戸籍の幼児」が誕生したのである。

研究方法としては先行研究から事例を炙り出す。西欧でキリスト教が大部分の人々の思想を支配したように、日本でも天皇を頂点とした戸籍制度が浸透していった。身分登録として確立した戸籍制度は、国家の恣意的な思想を国民に信仰させる役割を担った。その思想は、国家の統一と治安の安定を図り、国民を支配するのに国家にとって、都合の良い国民性をつくり上げた。戸籍が国家の設定した規範規制に順応する国民意識をつくり上げ、国家が国民を支配しやすいように戸籍を利用したのである。戸籍制度は現在においても根強く人々に影響を与え、様々な問題を捲き起こしている。これらの問題についての発生過程の分析をする。「ひとり戸籍の幼児」の場合、戸籍による子どもの不利益の先行研究は見当たらなかった。昭和 21(1946)年、戸籍の編製単位を何にするかで起草委員、起草幹事の内部で相当議論されていた。原案は川島武宣のカード式である。しかし、色々な考え方があり、結局は纏まらなかった。来栖三郎は個人別編製の川島案に同調し、我妻栄から「戸籍編成単位の構成を考えろ」と言われた。つまり、これは「従来の戸籍を川島案の個人別編製のカード式の様に大きく変革するのではなく、もっとモディファイしたものを考えろ」ということであった。カード式にしない場合、残った問題は編製単位として三世代も認めるか、二世代迄に限るかである。ここで問題となったのは、三世代以上を認めると、戸籍の最初に記載されている父母双方が死亡すると、子どもだけがその同一戸籍に残ることである(和田、2009、216 頁)。

明治 31(1898 年)、梅謙次郎は明治の民法改正時に民法第 1610 条「15 歳

未満ノ養子ガ離縁ヲ為ス場合ニ於テ実家ニ父母共ニアラサルトキハ何人ノ同意ヲ得ヘキヤ」(江戸、1985、194頁)と子どもだけが残る戸籍の問題を指摘している。戸籍に子どもだけが残るのを危惧したのはこの2例で、それもいつの間にか立ち消えている。

第1章では、「ひとり戸籍の幼児」の出生地とその背景について調査する。宮崎県日南市飢肥では、戦前戦後を通じて農民は凶作になると娘を売買し、その場を凌ぐのが恒例であった。日南市北郷町郷之原に所在する「郷原神社」には、「飢肥人買船実録」等の資料が保存されており、悲惨な歴史が繰り返されていた事実を伝えていた。この実録は、文政13(1830)年6月中頃に、広瀬淡窓(儒学者)によって記載されている。

「郷原神社」(旧称山宮神社)は太古より稲作を中心とする人々の信仰の場であった。山宮神社の歴史は古く、およそ二千年前の弥生時代に起源する。「山宮」とは山の頂上付近にあった小山の名残で、神社名として永い間使われていたが、明治初期に神社の統合で「郷原神社」と名称を変更している。

「飢肥の人買い船」は、かなり昔からの慣行であったらしい。日向の稚児が東国の人買いに連れ去られ、母が我が子を尋ねて全国を漂流した悲しい物語もあった。「言うことを聞かないと、飢肥の人買いにやるぞ」と言えば、泣く子も黙ったという。「飢肥人買船実録」は世間を震撼とさせた。この「実録」の事件は永く人々に伝承され、明治時代に入ってもなお、関西地方では「云うことを聞かぬと、飢肥の人買いにやる」は、子どもにとって一番恐ろしい言葉として使われた。この飢肥は「一人戸籍の幼児」が発生した場所でもある。

本論文の「ひとり戸籍の幼児」については未だに社会に知られていない。「ひとり戸籍の幼児」とは、両親がいるのにも関わらず、幼児がたった一人だけで戸籍を作られ、幼児は誰の保護もなくひとりで生きることを押し付けられる。まだ、3歳にも満たない幼児が、である。父母が離婚した場合、子どもの氏は変更されることはない。母親は旧姓に戻り、親権を持つ父親も養子の姓を名乗ると、残された子どもは一人だけでも従前のままの戸籍に残る。子どもの戸籍については届出の手続をしなければ、自動的に親権者の戸籍に移動することが出来ないのである。子どもと親の氏が異なる場合、子どもは親の戸籍に入ることが出来ない。このため、子どもの親権者が氏を改めた場合に、子どもに自分と同じ氏を名乗らせたくないならば、自分の戸籍に入れることはないのである。行き場がないので、幼児は従前の戸籍に一人だけで戸籍に残り「ひとり戸籍の幼児の問題」が生まれる。第1章後半では「無戸籍児の問題」について、戸籍制度が施行されて110年以上の歳月を経て、「無戸籍児」の問題で社会が騒ぎ始め、平成27(2015)年3月10日法務省は調査報告をした。「無戸籍児」は全国で142人、うち3分の1は経済的困窮で就学援助を受けている。現在、確認している1人は学校に通っていない。一時的に就学していなかった子どもは7人いる。学力に問題があり、虐待が疑わ

れる子どももいた。行政が把握できたのは一部で、他にも相当の「無戸籍児」がいると発表した（文部省回答）。岩手県一関市役所・兵庫県明石市役所で「無戸籍児の救済」を始めている。明治31（1898）年から今日まで110年以上続いている戸籍制度は、法の網目からこぼれ落ちた多くの子どもや女性の悲劇を、救済することもなく流し続けている。今日、110年以上の時を経て、やっと「無戸籍児」の存在が社会に認知されるようになってきた。この「無戸籍児の問題提起」のキャンペーン記事を取り上げた毎日新聞社会部記者は、当時「それがどうした」と首を傾げた。しかし、調べていくうちに彼の無知と誤解に気が付いたという。「無戸籍児」の声はいずれも小さく、弁護士や法律学者の間で問題視はされていたものの、行政や社会の視線は冷たかった。「無戸籍児」の問題は、放置されていた年月があまりにも長かった為、三世代にも渡って悲惨な人生を生きていくことを余儀なくされている。しかし、まだ一部の行政が動き始めたばかりである。

第2章は、戸籍制度の差別の固定化について考察する。長尾龍一によると、明治15（1882）年までの穂積八束の政治思想は、保守的ではあったが、その保守主義は完全に19世紀後半の西洋の憲法思想・政治思想の枠内にあり、国家や人種の境界を超えた政治学の立場を堅持していた。そこでは未だ日本固有のものへの、やみ難き関心の後も見られず、政治と宗教の結合や天皇崇拜なども見られず、その頃にはまだ、「祖先崇拜」さえ存在していなかったのである。しかし、同年の憲法論争に寄せた穂積の論稿は政府高官の目を惹いた。伊藤博文・井上毅である。穂積は彼らの庇護のもとで急速に出世していった。彼は、ドイツに留学し、日本社会と西洋社会は本質的に違うと確信したのである。「日本は君主国なり」という穂積の信念の帰結として、民主制に対する敵意、社会主義に対する嫌悪の情がうまれた。ダーウィンの「生存競争」「適者生存」という弱肉強食の世界に影響を受け、今まであるものの存続を適応力の証明とし、未来の発展を否定して「現状聖化の理論」に落ち着いた。110年以上前に作られた憲法・民法にある穂積八束の思想は、日本民族の伝統の中で揺らぐことなく、今日も我々国民を導いている。一方、その思想は、弱者側にとっては永遠に人として平等に生きることを閉ざしているのではないか。第2章後半は戸籍制度と行政について、法務省は「戸籍制度はジャパンアズナンバーワンである」と自画自賛している。国家に都合の良い戸籍制度をつくり、戸籍を利用して個人情報収集することができるのである。戸籍法が手続き法であるがために「法が立ち入れない」はずの家庭にも掟破りで立ち入ることができる。個人の身分登録簿の領域を越えようとしている戸籍制度は、制度上の不備から多くの問題を抱えている。

第3章「親権」では、かつて存在した刑法第200条（尊属殺人罪）は、親族共同生活において夫婦関係よりも親子関係を優先させ、親子関係においては相互関係より権威

服従の関係と尊卑の身分的秩序を重視した親権優位の旧家族制度的思想による差別規定であり、今日はずでに、合理的根拠を失っている。

昭和43（1968）年10月5日、栃木県矢板市佐久山町の「実父殺し事件」における尊属殺人罪を背景に重罰を科した尊属殺人罪は平成17（1995）年の刑法改正により姿を消した。宇都宮地方裁判所の判決文から、被告人（実の娘）の立場から、実父の性暴力から殺人に至った背景について分析する。

行政の窓口では、ひとり戸籍の幼児に対して「親権を持つ父親に面倒みてもらえ」ということである。親権には法的拘束力がないし、まず、子どもの入籍を拒む親が、親権を守るわけがないのである。親権とは、未成年の子は父母の親権に服する（民法第818条）ことである。歴史的に父が子を権力的に支配して、子はそれに服従することから「親権」と表現されたが、今日では子の利益、子の福祉を守ることの重要性が認識されるにつれて、親権は子の利益を守る親の義務を強調するようになっている。民法第820条では「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」と規定している。籍に入れられていない幼児は、訴える術もなく、大人の都合に振り回されながら放浪するだけである。まだ捨て子の方が、行政に保護され、三食、寝場所が安定しているだけでも「ひとり戸籍の幼児」にとっては夢のような存在なのである。「無戸籍児」・「ひとり戸籍の幼児」・「婚外子」・「性同一性障害者の親を持つ子」等の戸籍による差別は多くの子どもの人生に暗い影を落としている。

戸籍制度の差別の源である「家父長制」は男性による女性の支配を指す概念であった。戦後は家父長制からの離脱を目標に掲げ、アメリカ流の「民主化」を目指し、米ソの冷戦崩壊後の日本では家父長制については、すっかり意味を持たなくなっていたかのようには思われた。それでは家父長制とはいったい何なのであろうか。重要なのは「定義」ではないことである。家父長制という現象を、どのようにみだし、どのように解き明かすかである。家父長がどのように構成されているかを、実際に見据えることである。家父長制の問題の所在を表している家父長制については、さまざまな矛盾を抱え亀裂を生じさせながらも、体系的な支配のシステムとして、家族統制機能を果たしている。第3章後半は「婚外子の戸籍」の問題を追った。「戸籍が汚れる」という理由で、女の人が婚外子を産んだことが、戸籍に残るのを恐れて中絶してしまう。産婦人科医師菊田昇によると、中絶の比率は婚内子の100倍以上であるという。このことは、少子減少の原因の一つでもある。人為的に婚外子が産まれないように、社会の壁を作っている戸籍制度には問題がある。

第4章では「性同一性障害の親を持つ子どもの戸籍の問題」は、どうなるのか。基本的に戸籍制度は、「続柄」で血統管理する制度であるから、親の性別は子どもの戸籍に「父・母」という形で記載される。親の性別記載が変わると、それに伴って当事者である親だけでなく、子どもにかかわる性別記載も変更しなくては整合性がとれなくなる。

つまり、片方の親の名前を変更することは、同時にもう一方の親と子どもといった家族の書類の記載も変更する必要があるが出てくる。人を「個人」としてではなく「家族・血統」として登録・把握する「戸籍制度」の本音が出てくるのである。第4章の後半は、日本国における子どもの人権であるが、明治政府の国家主義体制が確立し、学校教育では「忠君愛国」が説かれ、「子どもは、国家富強のための人的資源」とみなされていた。神島二郎によると、このことが、「人が物になる根源となった」と指摘している。子どもが「物」にならざるを得なかった「子どもの人権」についての政策形成分析をする。

第5章の「戸籍における天皇制の問題」は戸籍研究家である佐藤文明作成の「ピラミッド型 戸籍の差別構図」で説明する。ピラミッドの一番上の天皇・皇族に近いところに位置している元皇族は現在も戸籍簿に存在し、社会的な榮譽・名誉に輝く地位が約束されている。明治維新以来続いている「名家」は廃れることもなく、「五摂家」である近衛、一条、二条、九条、鷹司が、「家」として皇族ではないけれど、「平民の一番上」の位置を占めている。この名家の人たちは今も宮内庁に勤め、特権階級として「血統」の形で身分的な差別で確実に生き残っている。戸籍とは元々、差別により編成されており、その背景にある「家」・「血統」から序列の中で上下を決めているので、現状の天皇制が続く限り差別意識が無くなることはないのである。

敗戦後、GHQにより民主主義は自立した個人であることが求められていたが、日本政府は人々が「家」にまだ従属しているとして、個人の尊厳を否定していた。GHQの強い批判で、「家」は廃止されることになったはずなのに、「戸籍」により人を管理することで「家」はしぶとく生き残ったのである。新民法第750条は「夫婦は婚姻の定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」とし、同第790条は「嫡出である子は、父母の氏」「嫡出でない子は母の氏を称する」としている。戸籍は引き続き「氏」を管理することになり、「家制度」の骨格は残されたのである。戦後の政治は、家族制度を受け入れて革新でも保守と変わらず、国の承認を受けながら、己の分を守って暮らすことなのである。

おわりにでは、子どもの人権を重視する社会の構築で110年以上の時を経て「無戸籍児」の存在が騒がれ始め、一部の自治体が動き出した。岩手県一関市役所・兵庫県明石市役所では、「無戸籍児応援プロジェクト」を立ち上げて無戸籍子を援助している。

平成25（2013）年9月4日の最高裁大法廷では、婚外子の相続分差別規定は憲法第14条1項「法の下での平等」に違反し、違憲・無効とする初の判断を示した。戸籍制度の矛盾の一つである婚外子差別が崩れたのである。世界的にも批判され続けられた日本国における婚外子差別問題は、婦女子の人権を如何に粗末にして来たかを露呈している。また、平成27（2015）年3月31日には東京都渋谷区議会本会議において同性カップルを準じる関係と認め、「パートナーシップ証明書」を発行している。これ

らの影響は社会の意識を変える力になると期待される。

戸籍制度は人権より国家の利益と安全を最優先する制度である。個人の差別管理は支配の効率を高め、為政者にとってこれほど都合の良い制度はないのである。今も人々の人権を歪め、子どもを「モノ」として扱い、依然として女性の地位は低い。人は生まれながらにして皆平等である筈なのに、勝手に戸籍で人の差別を決定してしまうのが戸籍制度である。結論としては、このような差別を強制的に押し付ける戸籍制度は廃止すべきである。